

新旧対比表 みずほダイレクト規定

条番号	現行	変更後
第2条第2項 (修正)	(2) 前号の方法に従って本人確認を行い取引を実施した場合は、暗証番号等につき盗用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱います。	(2) 前号の方法に従って本人確認を行い取引を実施した場合または前号の方法に従った本人確認による本人認証機能を利用する当行所定の他のサービスを利用した場合は、暗証番号等につき盗用その他の事故があっても当行は当該取引、当該本人認証および当該他のサービスを有効なものとして取り扱います。
第4条第3項 (修正)	(4) 取引の不成立 次の A から J のいずれかに該当する場合は、当該依頼に基づく取引は不成立となります。またこの場合は、当行はお客さまに対して特に通知いたしませんので、本項第 7 号の定めに従ってお客さまご自身で取引の成否を確認してください。この取り扱いにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行の責に帰すべき場合を除き、当行は一切の責任を負いません。 (省略) J. やむを得ない事情があり、当行が取り扱いを不適当または不可能と認めたとき	(4) 取引の不成立 次の A から K のいずれかに該当する場合は、当該依頼に基づく取引は不成立となります。またこの場合は、当行はお客さまに対して特に通知いたしませんので、本項第 7 号の定めに従ってお客さまご自身で取引の成否を確認してください。この取り扱いにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行の責に帰すべき場合を除き、当行は一切の責任を負いません。 (省略) J. やむを得ない事情があり、当行が取り扱いを不適当または不可能と認めたとき K. 注文等の手続日が、台風等の影響で申込不可日に変更となったとき